

旅館業法等改正法について

厚生労働省 健康・生活衛生局
生活衛生課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

旅館業法の概要【昭和23（1948）年法律第138号】

※ 法律制定の背景 <「公共機関」の整備、「衛生環境」の整備の側面>

- 戦後の衛生環境の悪化
- 衛生思想の確立
- 治安維持や風俗の取締り

目的（法第1条）

- 旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、**旅館業の健全な発達を図る**とともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もつて**公衆衛生及び国民生活の向上に寄与**すること。

営業者

- 営業の許可（第3条）
許可を受けて営業
- 営業者の責務（第3条の4）
安全・衛生の水準の維持・向上
サービスの向上に努める義務
- 営業者の講ずべき衛生措置（第4条）
換気、採光、清潔等の宿泊者の衛生
に必要な措置を講じる義務
- 宿泊拒否の制限（第5条）
- 宿泊者名簿の備え付け義務（第6条）

都道府県知事

（保健所設置市長、特別区長）

- 営業許可（第3条）
- 報告徴収・立入検査の権限（第7条）
- 基準に適合しなくなつたと認める場合
の改善命令（第7条の2）
- 営業の許可の取消又は営業の停止
（第8条）
法律又は法律に基づく処分に違反し
たときなどに命ずることが可能

旅館業における宿泊拒否の制限

改正前の旅館業法第5条

第五条 営業者は、左の各号の一に該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

- 一 宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき。
- 二 宿泊しようとする者がとばく、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をする虞があると認められるとき。
- 三 宿泊施設に余裕がないときその他都道府県が条例で定める事由があるとき。

「旅館業における衛生等管理要領」(平成12年12月15日厚生省生活衛生局長通知)〈抜粋〉

IV 宿泊拒否の制限

1 営業者は、次に掲げる場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

- (1) 宿泊しようとする者が宿泊を通じて人から人に感染し重篤な症状を引き起こすおそれのある感染症にかかっていると明らかに認められるとき。
- (2) 宿泊しようとする者がとばく、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。具体的には、例えば、宿泊しようとする者が次に掲げる場合には該当しうるものと解釈される。
 - 1) 暴力団員等であるとき。
 - 2) 他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - 3) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (3) 宿泊施設に余裕がないときその他都道府県が条例で定める事由があるとき。

2 多様な消費者ニーズに応えられるよう、合理性が認められる範囲内において、例えば、大人向け等営業上の工夫として利用者の良識と任意の協力の下において実施される場合、宿泊拒否には当たらない。

3 宿泊者の性的指向、性自認等を理由に宿泊を拒否(宿泊施設におけるダブルベッドの予約制限を含む。)することなく、適切に配慮すること。

「旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について(改正)」(令和3年2月12日付事務連絡)〈抜粋〉

今般の新型コロナウイルス感染症の流行再拡大を踏まえ、宿泊施設においては感染対策を十分に徹底いただいているところと承知しておりますが、宿泊客に感染拡大の防止に協力いただき、宿泊客と宿泊施設の従業員等が安心して過ごすことができるよう、改めて留意事項を整理し、お示しいたしますので、以下の対応に努めていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

- ・ 宿泊客がチェックインする際に、検温を行い発熱や咳・咽頭痛の症状がある場合には、本人の同意を得た上で、宿泊施設近隣の医療機関や受診・相談センターに連絡し、その指示に従うこととする。
 - ※ 発熱の目安は、37.5度以上の熱又は37.5度未満であっても平熱を超えることが明らかな場合とする。
- ・ 発熱や咳・咽頭痛の症状がある宿泊客については、客室(他の宿泊客と区分して待機する部屋がある場合は、その部屋)内で待機し、外に出ないことなど要請すること。

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の公布までの経緯

令和3年

8月27日 第1回旅館業法の見直しに係る検討会

令和4年

7月14日 第7回旅館業法の見直しに係る検討会 →取りまとめ

10月7日 議案提出（新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案）

12月9日 衆議院付託

12月10日 会期末

令和5年

5月24日 衆議院厚生労働委員会（提案理由説明）

5月26日 質疑終局

・自民、立憲、維新、公明、国民、共産、有志の提案による修正案提出 →可決

5月30日 衆議院本会議（議了）

6月1日 参議院厚生労働委員会（提案理由説明）

6月6日 参議院厚生労働委員会（採決）

6月7日 参議院本会議（議了）

6月14日 公布

新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案の概要

※令和4年10月7日 第210回国会提出

改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るため、旅館業の営業者が新型インフルエンザ等感染症等の症状を呈している宿泊者等に対して感染防止対策への協力を求めることができることとし、当該求めに正当な理由なく応じない場合に宿泊を拒むことができることとするほか、事業譲渡に係る手続の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 旅館業の施設における感染症のまん延防止対策、差別防止の更なる徹底等【旅館業法】

(1) 感染症のまん延防止の観点からの宿泊拒否事由の明確化等

- ① 特定感染症(※)が国内で発生している期間に限り、旅館業の営業者は、
 - ・ 特定感染症の症状を呈する宿泊者等に対し、特定感染症の感染防止に必要な協力や、特定感染症の患者に該当するかどうかの報告を求めることができることとし、正当な理由なくこれに応じないときは宿泊を拒むことができることとする。
 - ・ その他の宿泊者に対し、特定感染症の感染防止に必要な協力を求めることができることとし、正当な理由なく体温その他の健康状態等の確認の求めに応じないときは宿泊を拒むことができることとする。(※)特定感染症：感染症法における一類感染症・二類感染症・新型インフルエンザ等感染症・新感染症及び指定感染症のうち入院等の規定が適用されるもの。
- ② 宿泊拒否事由(伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき)を、「特定感染症の患者であるとき」と明確化する。
- ③ 宿泊しようとする者が営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求を繰り返したときは、営業者は宿泊を拒むことができることとする。

(2) 差別防止の更なる徹底

旅館業の営業者は、その施設における感染症のまん延防止対策の適切な実施や、高齢者、障害者等の特に配慮を要する宿泊者への適切な宿泊サービスの提供のため、その従業員に対して必要な研修の機会を与えるよう努めなければならないこととする。

2. 生活衛生関係営業等の事業譲渡による営業者の地位の承継【食品衛生法、理容師法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、

クリーニング業法、美容師法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律】

事業譲渡について、事業を譲り受けた者は、新たに許可の取得等を行うことなく、営業者の地位を承継することとする。 等

施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 題名の修正

題名を「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」に改めること。
(題名関係)

第二 旅館業法改正関係

1 宿泊拒否事由の削除等

- (1) 宿泊拒否事由から、感染防止対策への協力の求めを受けた者が正当な理由なく応じない場合を削除すること。
- (2) 宿泊拒否事由に係る宿泊しようとする者からの営業者に対する要求について、「厚生労働省令で定めるもの」と明記し、厚生労働省令で明確化すること。
(旅館業法第5条第1項関係)

2 みだりな宿泊拒否の禁止等

営業者は、旅館業の公共性を踏まえ、かつ、宿泊しようとする者の状況等に配慮して、みだりに宿泊を拒むことがないようにするとともに、宿泊を拒む場合には、宿泊拒否事由のいずれかに該当するかどうかを客観的な事実に基づいて判断し、及び宿泊しようとする者からの求めに応じてその理由を丁寧に説明することができるようにするものとする旨の規定を追加すること。
(旅館業法第5条第2項関係)

3 厚生労働大臣による指針の作成の追加

厚生労働大臣は、宿泊者に対する感染防止対策への協力の求め及び宿泊拒否事由等に関し、営業者が適切に対処するために必要な指針を定める旨の規定を追加すること。
(旅館業法第5条の2関係)

第三 附則関係

1 検討

- (1) 政府は、感染防止対策への協力の求めを受けた者が正当な理由なくこれに応じないときの対応の在り方について、旅館業の施設における特定感染症のまん延防止を図る観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする規定を追加すること。
(附則第2条第1項関係)

- (2) 政府は、過去に旅館業の施設においてこの法律による改正前の旅館業法第5条の規定の運用に関しハンセン病の患者であった者等に対して不当な差別的取扱いがされたことを踏まえつつ、新旅館業法第5条第1項の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする規定を追加すること。
(附則第2条第2項関係)

- (3) この法律の施行後3年を経過した場合における検討について、その対象を改正後の旅館業法の規定から、改正後のそれぞれの法律の規定に拡大すること。
(附則第2条第3項関係)

2 経過措置

- (1) 都道府県知事は、当分の間、新旅館業法第3条の2第1項の規定により営業者の地位を承継した者の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して6月を経過するまでの間において、少なくとも1回調査しなければならないこと。
(附則第3条第1項関係)
- (2) (1)と同様の経過措置を、新食品衛生法、新理容師法、新興行場法、新公衆浴場法、新クリーニング業法、新美容師法及び新食鳥処理法に基づき営業者等の地位を承継した者についても設けること。
(附則第4条から第10条まで関係)
- (3) 旅館業の営業者は、当分の間、新旅館業法第5条第1項第1号又は第3号のいずれかに該当することを理由に宿泊を拒んだときは、厚生労働省令で定める方法により、その理由等を記録しておくものとする。
(附則第3条第2項関係)

改正の概要

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るため、旅館業の営業者が新型インフルエンザ等感染症等の症状を呈している宿泊者等に対して感染防止対策への協力を求めることができることとするほか、事業譲渡に係る手続の整備等の措置を講ずる。

改正の趣旨

1. 旅館業の施設における感染症のまん延防止対策、差別防止の更なる徹底等【旅館業法】

(1) 感染症のまん延防止の観点からの宿泊拒否事由の明確化等

- ① 特定感染症（※）が国内で発生している期間に限り、旅館業の営業者は、
 - ・ 特定感染症の症状を呈する宿泊者等に対し、特定感染症の感染防止に必要な協力や、特定感染症の患者に該当するかどうかの報告を求めることができることとする。
 - ・ その他の宿泊者に対し、特定感染症の感染防止に必要な協力を求めることができることとする。

（※）特定感染症：感染症法における一類感染症・二類感染症・新型インフルエンザ等感染症・新感染症及び指定感染症のうち入院等の規定が適用されるもの。

- ② 宿泊拒否事由（伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき）を、「特定感染症の患者であるとき」と明確化する。
- ③ 宿泊しようとする者が営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したときは、営業者は宿泊を拒むことができることとする。

(2) 差別防止の更なる徹底等

- ① 旅館業の営業者は、その施設における感染症のまん延防止対策の適切な実施や、高齢者、障害者等の特に配慮を要する宿泊者への適切な宿泊サービスの提供のため、その従業員に対して必要な研修の機会を与えるよう努めなければならないこととする。
- ② 営業者は、旅館業の公共性を踏まえ、かつ、宿泊しようとする者の状況等に配慮して、みだりに宿泊を拒むことがないようにするとともに、宿泊を拒む場合には、宿泊拒否事由のいずれかに該当するかどうかを客観的な事実に基づいて判断し、及び宿泊しようとする者からの求めに応じてその理由を丁寧に説明することができるようにするものとする。
- ③ 厚生労働大臣は、感染症に関する専門的な知識を有する者、旅館業の業務に関し専門的な知識及び経験を有する者並びに旅館業の施設の利用者の意見を聴いて、宿泊者に対する感染防止対策への協力の求め及び宿泊拒否事由等に関し、営業者が適切に対処するために必要な指針を定めるものとする。
- ④ 営業者は、当分の間、（1）②又は③のいずれかで宿泊を拒んだときは、その理由等を記録しておくものとする。 等

2. 生活衛生関係営業等の事業譲渡による営業者の地位の承継【食品衛生法、理容師法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、

クリーニング業法、美容師法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律】

- ① 事業譲渡について、事業を譲り受けた者は、新たに許可の取得等を行うことなく、営業者の地位を承継することとする。
- ② 都道府県知事等は、当分の間、①の規定により営業者の地位を承継した者の業務の状況について、当該地位が承継された日から6月を経過するまでの間において、少なくとも1回調査しなければならないこととする。 等

施行期日

公布の日（令和5年6月14日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 旅館業の営業者が感染防止対策への協力を求める場合は、宿泊しようとする者の置かれている状況等を十分に踏まえた上で、協力の必要性及び内容を判断するよう、適切に指導すること。
- 二 旅館業法第四条の二第一項は、旅館業の営業者が宿泊しようとする者に対して医師の診断を受けることを強制できるものではないことを明らかにして周知すること。
- 三 宿泊しようとする者が特定感染症の患者に該当するかどうかを確認した結果の営業者への報告は、口頭による報告も含めること。
- 四 旅館業法第四条の二第三項に基づく厚生労働大臣の意見聴取に当たっては、感染症患者、障害者等の旅館業の施設の利用者からも意見を聴取すること。
- 五 旅館業法第四条の二第四項の正当な理由については、宿泊しようとする者の置かれている状況等を十分に踏まえた上で、協力の必要性の有無及び協力の内容について適正性・公平性が図られるよう、柔軟に幅広く解釈・運用すべきであることを営業者に周知すること。また、営業者の実施した協力の求めの内容等について適切に把握し、その適正性・公平性を確認すること。
- 六 宿泊しようとする特定感染症の症状を呈している者が診察等に容易に応じることができるよう、地域における旅館業の施設と医療機関との連携を確保すること。
- 七 旅館業の営業者が適切に対処するために必要な指針の策定に当たっては、宿泊しようとする者が特定感染症の患者等に該当した場合であっても医療機関等が逼迫しており入院調整等に時間を要するときは宿泊拒否ではなく感染防止対策への協力を求め個室等で療養させることが望ましいこと、旅館業の営業者は障害者差別解消法等を遵守し、障害を理由とする差別は許されず障害を理由とする宿泊拒否はできないこと、障害者差別解消法第八条第二項の「実施に伴う負担が過重でない」ものは宿泊拒否事由に当たらないことを明確にすること。
- 八 宿泊拒否事由に係る宿泊しようとする者からの営業者に対する要求についての厚生労働省令を定めるに当たっては、営業者による恣意的な運用がなされないよう明確かつ限定的な内容とするよう努めること。
- 九 本法附則第二条第一項に基づき、正当な理由なくこれに応じないときの対応の在り方について所要の措置を講ずるに当たっては、今回の修正があったことを受け止め、まずは宿泊拒否事由の拡大以外の事項の検討を行うこと。
- 十 旅館業の営業者と宿泊しようとする者が混乱することなく対応できるよう、本法による旅館業法の改正の内容及び指針について、周知徹底すること。
- 十一 旅館業の営業者に対し、差別防止のための研修教材の準備や研修を担う人材の育成等に対する支援を行うこと。また、旅館業の営業者の研修の実施の有無・内容等について、定期的に確認すること。
- 十二 旅館業の施設には不特定多数の者が宿泊することに鑑み、科学的知見に基づいた換気設備等の感染防止のために必要な対策等についての周知を行うとともに、感染防止対策を担う人材育成を支援すること。
- 十三 旅館業は宿泊者の移動・生命・財産を守ることが求められている重要な事業であることを踏まえ、旅館業の事業譲渡が行われた場合には、事業を承継した者に対して事業の継続性について十分に周知すること。
- 十四 生活衛生関係営業等の営業者の地位の承継後六月以内に少なくとも一回行わなければならないとされる都道府県知事等による業務の状況の調査について、承継後可能な限り速やかに実地検査を含めた必要な調査が行われるようにすること。

新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、旅館業の営業者が感染防止対策への協力を求める場合は、宿泊しようとする者の置かれている状況等を十分に踏まえた上で、協力の必要性及び内容を判断するよう、適切に指導すること。
- 二、旅館業法第四条の二第一項は、旅館業の営業者が宿泊しようとする者に対して医師の診断を受けることを強制できるものではないことを明らかにして周知すること。
- 三、宿泊しようとする者が特定感染症の患者に該当するかどうかを確認した結果の営業者への報告は、口頭による報告も含めること。
- 四、旅館業法第四条の二第三項に基づく厚生労働大臣の意見聴取に当たっては、感染症患者、障害者等の旅館業の施設の利用者からも意見を聴取すること。
- 五、旅館業法第四条の二第四項の正当な理由については、宿泊しようとする者の置かれている状況等を十分に踏まえた上で、協力の必要性の有無及び協力の内容について適正性・公平性が図られるよう、柔軟に幅広く解釈・運用すべきであることを営業者に周知すること。また、営業者の実施した協力の求めの内容等について適切に把握し、その適正性・公平性を確認すること。
- 六、宿泊しようとする特定感染症の症状を呈している者が診察等に容易に応じることができるよう、地域における旅館業の施設と医療機関との連携を確保すること。
- 七、旅館業の営業者が適切に対処するために必要な指針の策定に当たっては、宿泊しようとする者が特定感染症の患者等に該当した場合であっても医療機関等が逼迫しており入院調整等に時間を要するときは宿泊拒否ではなく感染防止対策への協力を求め個室等で待機させることが望ましいこと、旅館業の営業者は障害者差別解消法等を遵守し、障害を理由とする差別は許されず障害を理由とする宿泊拒否はできないこと、障害者差別解消法第八条第二項の「実施に伴う負担が過重でない」ものは宿泊拒否事由に当たらないことを明確にすること。
- 八、宿泊拒否事由に係る宿泊しようとする者からの営業者に対する要求についての厚生労働省令を定めるに当たっては、営業者による恣意的な運用がなされないよう明確かつ限定的な内容とするよう努めること。
- 九、本法附則第二条第一項に基づき、正当な理由なくこれに応じないときの対応の在り方について所要の措置を講ずるに当たっては、今回の修正があったことを受け止め、患者・障害者の差別助長防止に配慮し、まずは宿泊拒否事由の拡大以外の事項の検討を行うこと。
- 十、旅館業の営業者と宿泊しようとする者が混乱することなく対応できるよう、本法による旅館業法の改正の内容及び指針について、周知徹底すること。
- 十一、旅館業の営業者に対し、差別防止のための研修教材の準備や研修を担う人材の育成等に対する支援を行うこと。また、旅館業の営業者の研修の実施の有無・内容等について、定期的に確認すること。さらに、営業者が従業者の就職時及び就職後も定期的に研修を行うように指導・助言すること。
- 十二、旅館業の施設には不特定多数の者が宿泊することに鑑み、科学的知見に基づいた換気設備等の感染防止のために必要な対策等についての周知を行うとともに、感染防止対策を担う人材育成を支援すること。
- 十三、旅館業は宿泊者の移動・生命・財産を守ることが求められている重要な事業であることを踏まえ、旅館業の事業譲渡が行われた場合には、事業を承継した者に対して事業の継続性について十分に周知すること。
- 十四、生活衛生関係営業等の営業者の地位の承継後六月以内に少なくとも一回行わなければならないとされる都道府県知事等による業務の状況の調査について、承継後可能な限り速やかに実地検査を含めた必要な調査が行われるようにすること。
- 十五、生活衛生関係営業等のうち、特に食鳥処理業をはじめとする食肉関連営業においては、カンピロバクターによる食中毒の危険性に鑑み、カンピロバクターによる食中毒の防止のための対策を検討すること。

■改正後の旅館業法

第三条の五 (略)

2 営業者は、旅館業の施設において特定感染症のまん延の防止に必要な対策を適切に講じ、及び高齢者、障害者その他の特に配慮を要する宿泊者に対してその特性に応じた適切な宿泊に関するサービスを提供するため、その従業者に対して必要な研修の機会を与えるよう努めなければならない。

第四条の二 営業者は、宿泊しようとする者に対し、旅館業の施設における特定感染症のまん延の防止に必要な限度において、特定感染症国内発生期間に限り、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める協力を求めることができる。

一 特定感染症の症状を呈している者その他の政令で定める者 次に掲げる協力

イ 当該者が次条第一項第一号に該当するかどうか明らかでない場合において、医師の診断の結果その他の当該者が同号に該当するかどうかを確認するために必要な事項として厚生労働省令で定めるものを厚生労働省令で定めるところにより営業者に報告すること。

ロ 当該旅館業の施設においてみだりに客室その他の当該営業者の指定する場所から出ないことその他の旅館業の施設における当該特定感染症の感染の防止に必要な協力として政令で定めるもの

二 特定感染症の患者等 (中略) 前号ロに掲げる協力

三 前二号に掲げる者以外の者 当該者の体温その他の健康状態その他厚生労働省令で定める事項の確認の求めに応じることその他の旅館業の施設における当該特定感染症の感染の防止に必要な協力として政令で定めるもの

2 (略)

3 厚生労働大臣は、**第一項第一号ロ及び第三号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者並びに旅館業の業務に関し専門的な知識及び経験を有する者の意見を聴かなければならない。**

4 宿泊しようとする者は、営業者から第一項の規定による協力の求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

第五条 営業者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

一 宿泊しようとする者が特定感染症の患者等であるとき。

二 (略)

三 宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき。

四 (略)

2 営業者は、旅館業の公共性を踏まえ、かつ、宿泊しようとする者の状況等に配慮して、みだりに宿泊を拒むことがないようにするとともに、宿泊を拒む場合には、前項各号のいずれかに該当するかどうかを客観的な事実に基づいて判断し、及び宿泊しようとする者からの求めに応じてその理由を丁寧に説明することができるようにするものとする。

第五条の二 厚生労働大臣は、**前二条に定める事項に関し、**営業者が適切に対処するために必要な指針 (以下この条において単に「指針」という。) を定めるものとする。

2 厚生労働大臣は、**指針を定める場合には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者、旅館業の業務に関し専門的な知識及び経験を有する者並びに旅館業の施設の利用者の意見を聴かなければならない。**

3 厚生労働大臣は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、指針の変更について準用する。

■旅館業法等改正法 附則

第三条第二項 営業者 (新旅館業法第三条の二第一項に規定する営業者をいう。) は、当分の間、新旅館業法第五条第一項第一号又は第三号のいずれかに該当することを理由に宿泊 (旅館業法第二条第五項に規定する宿泊をいう。次項において同じ。) を拒んだときは、**厚生労働省令で定める方法により、その理由等を記録しておくものとする。**

旅館業法等改正法の施行に向けた検討

1. 概要

- 改正後の旅館業法第3条の5第2項（研修の努力義務）、第4条の2（宿泊者に対する感染防止対策への協力の求め）及び第5条（宿泊拒否事由）等に関して、政省令及び指針（第5条の2）の策定に向けた検討を行うため、検討会を開催する。

2. 構成員

- | | |
|--------|--|
| 阿部 一彦 | 日本障害フォーラム (JDF) 代表 |
| 石原 健 | 一般財団法人日本ホテル教育センター 研究者
/ホスピタリティ教育研究会 会長 |
| 遠藤 弘良 | 聖路加国際大学 名誉教授 |
| 越智 良典 | 東洋大学国際観光学部国際観光学科 客員教授
/一般社団法人日本旅行業協会 アドバイザー |
| 尾上 浩二 | 認定NPO法人DPI(障害者インターナショナル)日本
会議 副議長 |
| 掛江 浩一郎 | 一般社団法人日本ホテル協会 専務理事 |
| 釜 范 敏 | 公益社団法人日本医師会 常任理事 |
| 亀岡 勇紀 | 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 専務理事 |
| 國分 守 | 福島県保健福祉部 部長/衛生部長会 会員 |
| 坂元 茂樹 | 公益財団法人人権教育啓発推進センター 理事長 |
| 櫻田 あすか | サービス・ツーリズム産業労働組合連合会 会長 |
| 清水 嗣能 | 一般社団法人全日本ホテル連盟 会長 |
| ◎玉井 和博 | 立教大学観光研究所 特任研究員 |
| 徳田 靖之 | ハンセン病訴訟弁護団 |
| 中澤 よう子 | 神奈川県予防医学協会集団検診センター 副所長 |
| 永山 久徳 | 一般社団法人日本旅館協会政策委員会 委員長
/新型コロナウイルス対策本部 副本部長 |
| 藤田 利枝 | 長崎県県央兼壱岐保健所 所長
/全国保健所長会 副会長 |
| 増田 悦子 | 公益社団法人全国消費生活相談員協会 理事長 |
| 三浦 雅生 | 五木田・三浦法律事務所銀座オフィス 所長弁護士 |
- ※ ◎は座長

3. 主な検討事項

- 宿泊者に求める感染防止対策への協力の内容（政令）
- 宿泊拒否事由に係る営業者への要求の内容（省令）
(参考) 改正後の旅館業法
第五条 営業者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。
三 宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき。
- その他、研修の努力義務、宿泊者に対する感染防止対策への協力の求め及び宿泊拒否事由等に関し、政省令や指針で定める内容

4. 開催状況と今後の予定

【開催状況】

- 令和5年7月28日 第1回検討会 検討事項、今後の進め方等を議論
令和5年8月17日～23日 関係者への意見聴取
※ 意見聴取先は、患者等団体、障害者団体及び高齢者等関係団体
令和5年9月5日 第2回検討会 政省令・指針案を議論
※ 8月に意見聴取した団体への再意見照会を第2回検討会後に実施
令和5年9月29日 第3回検討会 とりまとめに向けた議論
令和5年10月10日 第4回検討会 とりまとめ

【今後の予定】

- 令和5年11月15日 政省令公布、指針公表
令和5年12月13日 改正法施行

※事業譲渡と宿泊者名簿は、令和5年8月3日に省令公布、通知発出

改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会における意見聴取先等

【意見聴取実施団体】（23団体）

（8月17日）

- ・一般財団法人全日本ろうあ連盟
- ・社会福祉法人日本身体障害者団体連合会
- ・公益社団法人全国脊髄損傷者連合会
- ・特定非営利活動法人日本補助犬情報センター
- ・公益社団法人全国精神保健福祉会（みんなねっと）
- ・一般社団法人全国児童発達支援協議会
- ・一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ

（8月21日）

- ・一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会
- ・らい予防法違憲国家賠償訴訟瀬戸内弁護士（ハンセン病違憲国賠訴訟全国弁護士連絡会）
- ・ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会
- ・公益社団法人認知症の人と家族の会
- ・一般社団法人全国がん患者団体連合会
- ・全国「精神病」者集団
- ・一般社団法人日本発達障害ネットワーク
- ・一般社団法人日本自閉症協会

（8月23日）

- ・一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
- ・社会福祉法人日本視覚障害者団体連合
- ・認定NPO法人日本障害者協議会
- ・日本肝臓病患者団体協議会/全国B型肝炎訴訟原告団・弁護士
- ・認定NPO法人ぷれいす東京
- ・東京HIV訴訟原告団/大阪HIV訴訟原告団

【意見書のみ提出団体（意見聴取は実施せず）】（4団体）

- ・薬害肝炎全国原告団
- ・社会福祉法人全国盲ろう者協会
- ・全国ハンセン病療養所入所者協議会
- ・ハンセン病家族訴訟原告団

【再意見照会における意見書提出団体】（10団体）

- ・認定NPO法人日本障害者協議会
- ・一般社団法人全国がん患者団体連合会
- ・一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会
- ・一般社団法人日本自閉症協会
- ・一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ
- ・公益社団法人全国精神保健福祉会（みんなねっと）
- ・社会福祉法人全国盲ろう者協会
- ・社会福祉法人日本視覚障害者団体連合
- ・全国「精神病」者集団
- ・ハンセン病違憲国賠訴訟全国弁護士連絡会

※ 法案作成時の検討会でヒアリングしていない新規団体は下線。
※ 意見書のみ提出団体の意見書は、第2回検討会の資料にて検討会構成員に共有済み。

1. 政省令案・指針案について

- 政省令や指針は、パブリックコメント等を経た上で、基本的には、本とりまとめの内容に沿って改正・策定されることが求められる。

※ とりまとめに記載の政省令事項案や指針案は、別紙参照。

- 政省令や指針の内容を踏まえて、営業者において改正法が適切に運用され、不当な差別はあってはならないという前提の上に、宿泊者や従業員が守られ、旅館業の施設が誰もが気持ちよく過ごせる場となり、旅館業の事業活動の継続に資する環境の整備につながることを期待。

2. 宿泊拒否制限

- 厚生労働省においては、省内外の関係部局の連携の下で、都道府県等に対して、以下の内容について通知等で働きかけるべき。

- 特定感染症が発生した際に地域の医療提供体制等が逼迫しないよう、引き続き、感染症法等の一部改正法の施行に向けた準備を進めていくべきであること

- 都道府県等において、営業者その他の関係者に対し、特定感染症国内発生期間における営業者が相談できる都道府県等の相談窓口等を平時から周知・確認等し、関係者間での連携を図るべきこと

- 条例の検討にあたっての留意事項は以下の通りであること

- 条例において、特定感染症以外の感染症の患者に該当する場合も宿泊拒否を行うことができることとすることや、感染防止対策への協力の求めに正当な理由なく応じない場合を宿泊拒否事由として規定することは、法の趣旨に沿わないと考えられること

- 法第5条第2項（客観的な事実に基づいて判断等）を踏まえ、条例で宿泊拒否事由を規定している都道府県等においては、当該宿泊拒否事由に関し、営業者が適切に対処するために必要な事項を整理して公表することや、必要に応じて条例の改正の要否を検討することが望ましいこと

3. 差別防止の徹底等

- 本検討会で聴取した障害者差別解消法に係る内容は、同法に基づくガイドラインに盛り込むことが適当。

- 各旅館・ホテル団体においては、好事例やトラブルとなった事例等を営業者間で共有する仕組みの構築を検討することが望ましい。

- 改正法施行までの期間が限られていることから、厚生労働省は、まずは改正法や政省令、指針の趣旨や内容を中心にまとめた研修ツールを作成し、施行までの期間、その内容の浸透に努めることが適当。

令和6年4月までの間に障害者差別解消法に基づく衛生事業者向けガイドラインの改訂版における旅館業関係の内容を研修ツールとしてまとめて公表することが適当。

更に、一定の時間を要するものであるとの前提の下、意見聴取先の意見等を踏まえ、追加の研修ツールの作成等を検討すべき。

4. その他

- 厚生労働省から都道府県等に対して、以下の内容について通知等で働きかけるべき。

- 都道府県等において、相談窓口を明確にした上で広報し、利用者側から不当な協力の求めや宿泊拒否がなされたとの申し出があった場合や営業者側から相談があった場合に、適切に相談に応じること

- 当該窓口において障害者差別解消法担当部署と適切に連携すること

- 不適切な事案を把握した場合は報告徴収等を行うこと

- 周知に際しては、意見聴取先の意見を踏まえたものとする。

- 旅館業の施設は、宿泊を必要とする者が、不当な差別を受けることなく、安心して利用できる安全な宿泊の場であることを、そして旅館業の施設で働く者が安心して働ける場であることを、社会全体として今後とも実現できるよう、政府は、改正法の施行後3年を経過した場合において、今後の社会情勢も見ながら、他の制度や施策、関係者の取組、法的な課題も含め、検討を深めていくべき。

改正旅館業法の政省令事項

改正法の概要

新設 1. 感染防止対策への協力の求め

- **特定感染症**（※）国内発生期間に限り、
 - ・ 営業者は、宿泊者に対し、**法や政省令で定める特定感染症の感染防止に必要な協力を求めることができる。**
 - ・ 宿泊しようとする者は、**正当な理由がない限り、その協力の求めに応じなければならない。**

（※）特定感染症：感染症法における一類感染症・二類感染症・新型インフルエンザ等感染症・新感染症及び指定感染症のうち入院等の規定が適用されるもの。

追加 2. 宿泊を拒否できる事由 【カスタマーハラスメント】

- 宿泊しようとする者が、営業者に対し、
 - ・ **その実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるもの（以下の①又は②）を繰り返したときは、営業者は宿泊を拒むことができる。**

政省令の概要

協力の求めの内容	特定感染症の症状を呈する者・特定接触者	特定感染症の患者等	他の宿泊者
①医師の診断の結果や症状の原因が特定感染症以外によることの報告	○	—	—
②客室等での待機	○	○	—
③健康状態等の確認（体温等）	○	○	○
④発生した特定感染症に応じて感染症法等で感染防止対策として求められた措置に即するもの	○	○	○

※個別具体的な事項は、今後特定感染症が発生した際に別途示す予定。
 ※特定接触者：特定感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者

	省令で定める事項	具体例（指針）
内容面	①宿泊料の減額その他のその内容の実現が容易でない事項の要求（※1）	不当な割引・アップグレードや、土下座等を繰り返し要求
方法面	②従業員の心身に負担を与える言動を交えた要求であつて、接遇に通常以上の労力を要するもの（※2）	従業員に対し、長時間にわたり、不当な要求を繰り返す

※1 障害者差別解消法の社会的障壁の除去を求める場合は除く（筆談等を求めることや視覚障害者が部屋まで誘導を求めること等）。
 ※2 合理的な理由があるもの（例えば、自閉症などの障害の特性により外形的に乱暴な言動をしてしまうと把握できる場合等）は除く。

変更 このほか、宿泊者名簿の記載事項について、「職業」を削除し、「連絡先」を追加。

改正旅館業法に基づく営業者向けの指針（案）の概要

<総論>

- 法第4条の2（協力の求め）及び第5条（宿泊拒否事由）の規定は、宿泊しようとする者の人権に重大な関係を有するものであるから、旅館業の営業者においては、宿泊しようとする者の自己決定権、プライバシー権、宿泊の自由、平等原則等の基本的人権を最大限尊重し、旅館業が国民生活において果たしている重要な役割に鑑みてこれらの規定を必要な最小限度においてのみ適用すべきであって、これを拡張して解釈するようなことがあってはならない。
- 不当な差別はあってはならないという前提の下、宿泊者や従業員の安全確保も含めて、適切な施設運営が行えるようにする観点から、旅館業の営業者が適切に対応するための指針を策定するもの。
- 感染症ごとに症状等が異なるため、特定感染症の国内発生に際して、発生した特定感染症に応じて詳細を速やかに示すこととし、現時点では特定感染症に共通する内容を定める。

<宿泊者に対する感染防止対策への協力の求めに関する事項>

- 協力の求めについては、宿泊しようとする者の置かれている状況等を十分に踏まえた上で、協力の必要性及び内容を判断すること。
- 正当な理由は、基本的に個人の左右できない理由により感染対策への協力が困難である場合が想定され、具体例は以下の通り。柔軟に幅広く解釈・運用すべき。
 - ・ 医療機関のひっ迫や診療時間外によって医師の診察を受けられない場合
 - ・ 障害がある等によって場面に応じたマスク着用が困難である場合 等

<宿泊拒否事由に関する事項>

- 宿泊しようとする者が特定感染症の患者等に該当した場合であっても、医療機関等が逼迫しており、入院調整等に時間を要し、その旅館業の施設の周辺で入院や宿泊療養、自宅療養ができない例外的な状況下においては、法第5条第2項を踏まえ、都道府県等からの協力の求めを踏まえつつ、宿泊を拒むことによって特定感染症の患者等である宿泊しようとする者の行き場がなくなることがないように、旅館業の営業者は、宿泊拒否ではなく、感染防止対策への協力の求めを行い、客室等で待機させる必要性が大きく、また、客室等で待機させることが望ましい。

- 以下のいずれかであって、他の宿泊者に対する宿泊サービスの提供を著しく阻害するおそれのあるものを繰り返したときについては法第5条第1項第3号に該当。
 - ・ 宿泊料の減額その他のその内容の実現が容易でない事項の要求（宿泊に関して障害者差別解消法上の社会的障壁の除去を求める場合を除く。）
 - ・ 粗野又は乱暴な言動その他の従業員の心身に負担を与える言動（合理的な理由があるものを除く。）を交えた要求であって、当該要求をした者の接遇に通常必要とされる以上の労力を要することとなるもの（例えば、従業員に対し、長時間にわたり不当な要求を行う等）
- 例えば、以下については法第5条第1項第3号に該当しない。
 - ・ 宿泊に関して障害者差別解消法の社会的障壁の除去を求めること
 - ※ 社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう
 - ・ 障害者が障害を理由とした不当な差別的取扱いを受け謝罪等を求めること
 - ・ 当該行為が障害の特性によることが、当該障害者やその障害者の同行者にその特性について聴取する等して把握できる場合
 - ・ 旅館業の施設側の故意又は過失により、宿泊しようとする者又はその家族等の関係者が損害を被り、何かしらの対応を求めること（ただし、要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであれば、その行為は合理的な理由を欠くこととなり、本規定に該当しうる。）
- 法第5条第1項第2号及び第4号の宿泊拒否事由があることに変わりはない。
- 営業者は、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等について定めた障害者差別解消法等を遵守し、障害を理由とする宿泊拒否はできないこと。

<差別防止の更なる徹底に関する事項>

- 営業者は、従業員の就職時及び就職後も定期的に研修を行うこと。
- 障害者差別解消法に基づく衛生事業者向けガイドラインを活用すること。
- 旅館業の営業者は、障害の特性を踏まえて対応することが求められる場面が考えられるが、宿泊予約の際に事前に障害について申告が必要とすることは障害を理由とした不当な差別的取扱いになりうる。

このとき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針において、「合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない」とされていることに留意されたい。

生活衛生関係営業等の事業譲渡による営業者の地位の承継

改正内容

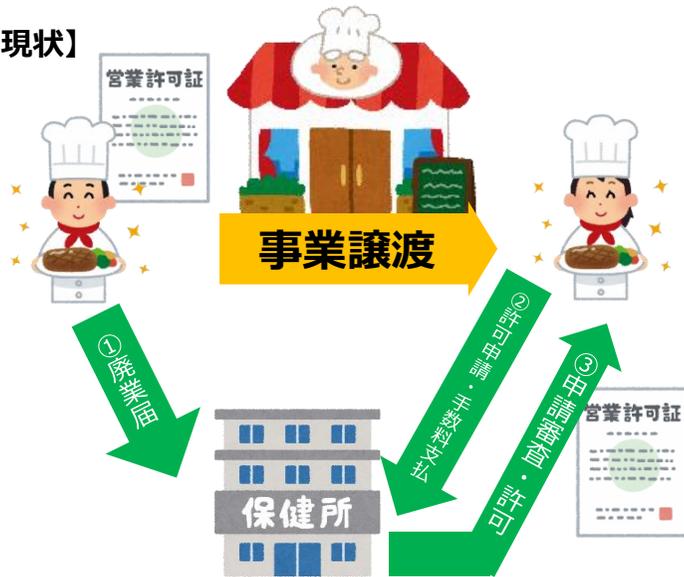
- ① 生活衛生関係営業等（※）の事業活動の継続に資する環境の整備を図るため、合併・分割・相続の場合と同様に、事業を譲り受けた者は、新たな許可の取得等を行うことなく、営業者の地位を承継することとする。
- ② 都道府県知事等は、当分の間、①の規定により営業者の地位を承継した者の業務の状況について、当該地位が承継された日から6月を経過するまでの間において、少なくとも1回調査しなければならないこととする。

※ 生活衛生関係営業等：都道府県による指導監督等、公衆衛生上の見地から一定程度共通する手法で許可制・届出制の営業規制が行われている営業等。
（食品衛生法・理容師法・興行場法・旅館業法・公衆浴場法・クリーニング業法・美容師法・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律）

<例：飲食店営業の事業譲渡（食品衛生法）>

事業譲渡について、合併・分割・相続の場合と同様に、新たな許可の取得等を行うことなく、事業を譲り受けた者が営業者の地位を承継する。

【現状】



【改正後】



※旅館業の譲受人には、簡易な審査（欠格事由の有無等）が行われるなど、各業法の種類によって取扱が異なる。

（参考）「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）

事項名	規制改革の内容	実施時期
個人事業主の事業承継時の手続簡素化	厚生労働省は、令和2年7月の規制改革実施計画に基づき、飲食店等の食品衛生法に定める32業種、理・美容業、クリーニング業及び旅館業における個人事業主の事業承継時の手続に関し、更なる簡素化を実現するために法律案を可能な限り速やかに国会に提出し、相続の場合と同等の簡素化を実現する。	可能な限り速やかに法案提出 15